

鳥取市立大正小学校いじめ防止基本方針

鳥取市立大正小学校

平成26年3月3日策定

平成29年1月19日改訂

平成30年3月15日改訂

令和2年5月12日改訂

令和3年4月7日改訂

1 本校のいじめ防止とは

○いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、「児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、対象の児童の立場に立つて行う。

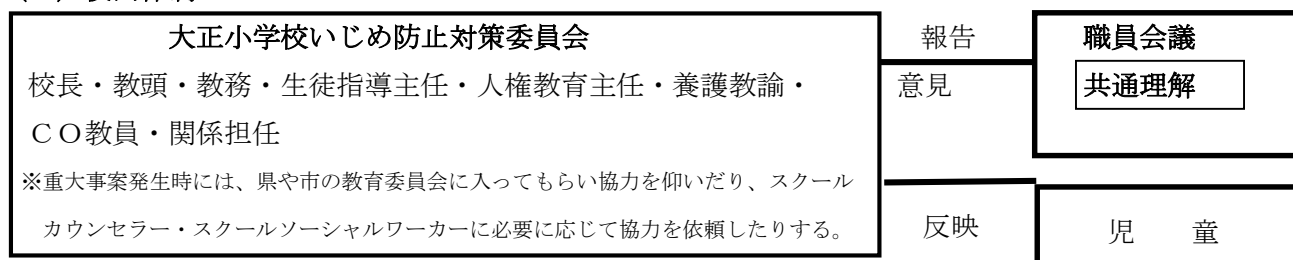
上記の定義のもと、本校では「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」「いじめの問題に全く無関係な児童はいない。いじめ行為を見て見ぬふりをする、はやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」と考えることを基本とする。いじめに対する認識を全職員で共有し、いじめの兆候や子どもの変化を見逃さず、全ての児童が「安心して充実した、明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめに向かわせない未然防止、いじめの早期発見に取り組み、対応する。

本校の学校教育目標「学ぶ力と豊かな心を持ち、たくましく生きる大正っ子の育成」を達成するために、学校の教育活動全体を通じて、一人一人を大切に仲間づくり、正しい判断力、思考力、表現力の育成に力を入れていく。基本的には3チームの取組を柱としながら、確かな学力を身につけ（いきいきチーム）、豊かな人間性・社会性を育て（にこにこチーム）、心身の健康・体力の向上（ぐんぐんチーム）をめざし、生きる力「自分が好き、友だちが好き、大正が好き」といえる児童の育成を保護者と連携しながら図っていく。

中学校区でも、生活や学習の手引きを作成し、9年間を見通した教育を進めている。中学校卒業までに、どんな力や態度を育てるのか明確にしなが、保・幼・小・中のつながりを大切にしてい。そして、職員間のつながりとともに、子ども同士の交流も深めたいと考える。また、家庭や地域等との連携を密にし、子どもの成長のためにみんなで一人一人の子どもを育てるという意識を高め、何でも情報を共有し合える人間関係、信頼関係を築くようにする。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制



(2) いじめを未然に防ぐための取組

①いじめについての共通理解

- ・「いじめは人間として絶対に許さない」「いじめを見過ごさない」という雰囲気为学校全体につくる。(学級開きでの担任の話、教育活動全体を通しての指導)
- ・校内研修や職員会、子どもを語る会での周知。生徒指導、児童の実態、支援策などについての情報交換を充実させ、教職員の共通理解を図り、いじめの解消に向けて積極的に行動する。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・「友だちと助け合い、互いのよさやちがいを理解しながら生活を高めようとする児童」「生命の大切さを感じ取り、生命のあるものを大切にしようとする児童」「善悪の判断をし、よいと思うことを進んでする児童」の育成を図るために、資料等を活用しながら、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ・すべての教育活動を通じた人権教育の充実を図り、「コミュニケーションの力を大切にし、友達と分かり合える、人とつながる豊かな人間関係を築く児童」「豊かな人権感覚をもち、ちがいを認め合い、自他ともに大切にできる児童」の育成を図る。
- ・学級活動や学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験的活動の充実を図る。
- ・テレビやゲーム・インターネット、携帯電話の使用状況について児童の実態を把握し、保護者啓発、発達段階に応じた学校における情報モラル教育(道徳や学級活動など)を行う。

③いじめを許さない教育環境づくりと指導上の留意点

- ・一人一人を大切にしたいわかる授業づくり、基礎基本の力の定着を図り学ぶことの喜びを感じつつ、主体的に課題を解決していくための思考力・判断力・表現力の育成を図る授業づくりを行う。
- ・「話す力」「聴く力」を育てていく。
- ・保・幼・小連絡会で、児童の様子や課題、対策について話し合ったり情報交換を行ったりすることに努める。
- ・高草中学校区の児童・生徒の様子や問題点・対策についての情報交換を行い、9年間で育てる意識を持つ。
- ・保護する児童がいじめを行うことのないよう、保護者に養育・指導をするための支援を行う。
- ・基本的な生活習慣の確立に向けた取組を行う。
- ・学習規律の徹底、ルールやマナーを大切にすることの育成、道徳性、社会性の伸長を図る。
- ・全ての児童が安心・安全に過ごせる学校づくりに努める。
- ・保護者が児童の様子で気がかりなことがあれば、すぐに相談、報告を願う。
- ・教師自身の人権感覚を磨くとともに、教員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動がないよう、十分留意し指導にあたる。

④自己有用感や自己肯定感の育成

- ・児童一人一人が認められ、互いのよさやちがいを認め合えるあたたかな人間関係づくり、児童同士、児童と教師の心の交流を図り、児童一人一人が自己実現が図られる学級経営に努める。
- ・「Q-U」、スマイルアンケート、スクリーニングシート、個人面談等を実施し、児童の実態や課題、今後の方策を全職員で共通理解し、個と集団の面から自尊感情が高まる取組を行う。
- ・色別活動やペア学年など異学年交流の充実、夢・目標をもって生活する態度の育成を図り、自

己有用感を高め、自尊感情を育む。

- ・学校、家庭において、子どものよさや伸びた点を認める場、称賛する場を設定する。

⑤自らいじめについて学び、取り組む。

- ・正しい言葉遣いや人とのかかわり方を身に付けるソーシャルスキルトレーニングなどを行い、互いを認め合える人間関係を児童自ら作り出せるようにする。
- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、黙認の傍観者の存在に等しく、いじめる行為同様に許されない行為であることや、いじめを見たらやめさせたり先生や他の友達に知らせたりする行動をとれるようにする。

3 いじめの早期発見に向けて

<早期発見の基本>

①児童のささいな変化に気づく

②気づいた情報を確実に共有する

③情報に基づき速やかに対応する

- ・出席をとるときの声や表情の見取り、普段の様子との変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題があれば、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、担任や職員で教育相談活動を行い、悩みを聞き把握に努める。
- ・気になる変化や行為、様子や言動がおかしいと感じた児童がいる場合には、担任に伝え、気づいたことを他の教員とも共有し、全職員目で児童を見守る。
- ・個人面談やアンケート（「スマイルアンケート」「児童アンケート」「Q-U」）を実施し、友達関係や児童の思い等について把握する。
- ・児童の持ち物にいたずらや紛失があった場合、いじめを把握した場合には、本人や周りにいた児童に聞き取り調査を行い事実を確認する。そして、「いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように」等出来事の詳細を記録しておく。必要に応じて、関係者を招集し、対応のための体制づくりを行う。

4 発見したいじめへの組織的な対応

<平常時>

- ・いじめを発見したときには、校長・教頭に報告し、事実確認の方法等対応方針の決定を行う。被害児童と加害児童、その件に関して情報を持っている児童に担任やいじめ防止対策委員の職員が聞き取りを行い、「いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように」の事実確認を行い、記録しておく。事実確認後、全体像を把握し、対応方針、指導内容を決定する。その後、全職員での情報共有を行う。被害児童、加害児童の保護者に把握した事実を伝え、対応の方針、指導内容の説明を行う。対応や指導内容についても記録しておく。
- ・いじめの実態や背景を突き止め、根本的な解決を図る。その後の経過、学級での指導内容、学校での児童の様子を被害児童の保護者に伝えていく。

<重大事態発生時>

○重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①正確な情報収集

校長・教頭に報告をする。事実確認の方法を決定した後、被害児童と加害児童（一人ずつ）に担任やいじめ防止対策委員の職員が聞き取りを行い、「いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように」の事実確認を行い、記録しておく。

②緊急校内組織の対策会議開催

事実確認後、全体像を把握し、対応方針、指導内容を決定する。協議内容、事案への対応の記録を残す。全職員での情報共有を行う。

③調査による実態把握

全児童対象に、聞き取りをもとにした調査を行い、被害児童・加害児童だけでなく、周りにいた児童や事実を知っている児童からも実態を把握する。被害児童、加害児童の保護者に担任・管理職が把握した事実を伝え、児童の家庭での様子を把握する。

④解決に向けて指導・援助

- ・被害児童の身の安全を最優先に考え、つらく苦しい気持ちを受け止め、いじめから全力で守ることを約束し、対応する。心のケアとして、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導に当たる。児童の心の安定を図るとともに、他の児童とのかかわりなどを把握し、いじめの防止を行う。
- ・加害児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たり、いじめをやめさせる。いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・学級においては、傍観することはいじているのと同様の行為であることを考えさせ、いじめられた児童の苦しさを理解させる。いじめに気付いた時には、やめさせる行動や先生、家の人に伝える行動、助ける側の態度をとること、人の言いなりにならず、正しいことを自分で判断し自分の意志で行動することの大切さを指導する。
- ・学校が被害児童、加害児童の保護者に解決に向けた対応の方針、指導内容の説明を行う。なお、説明内容については、記録しておく。

⑤継続指導・経過観察

関係児童への人間関係や学校での様子を把握し、継続指導を行う。被害児童については、継続した経過観察を行う。

⑥再発防止

事案から見えた課題を全職員で話し合い、再発防止に向けた取組を考え、児童一人一人にかかわっていく。

(留意点)

- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の職員に応援を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。
- ・市教育委員会と連携を取りながら、必要な対応を行う。
- ・当事者の保護者には十分な配慮をして伝える。
- ・加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果があげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会とも連絡をとり、所轄警察署と相談して対処する。
- ・ネット上のいじめへの対応は、学校単独の対応が困難と判断した場合には、市の教育委員会（学校の設置者）と相談しながら対応を考える。
- ・継続的な指導や支援を行っていくために、いじめを行った、あるいはいじめを受けた児童の情報を、進級時や進学時等に確実に引継ぐ。

5 地域や家庭との連携について

- ・学校説明会、学校便り等による啓発活動を行う。
- ・保護者・地域と連携した研修会を実施（学校主催・PTA主催）する。
- ・学級懇談会において、児童の実態（人間関係、学級集団のよさ、課題など）を伝え、学級、学校での取組の理解と家庭で協力を得られるような働きかけを行う。
- ・家庭訪問の効果的な活用を行う。
- ・公民館、まちづくり協議会、社会福祉協議会に協力してもらう。
- ・学校運営協議会との話し合いにより地域での児童の様子を学校が把握する。あいさつ推進、安全に登下校できるよう、声かけをお願いし、児童が地域から見守られているという安心感が持てるようにする。
- ・学校行事は、多くの地域の方に案内し、児童の様子を見ていただく。
- ・地域の人やもの、ことに出会う体験活動を学校生活の中に取り入れる。

6 関係機関等との連携

- ・鳥取県教育委員会・鳥取市教育委員会・・・重大事案や解決が難しいと考えられる場合、状況を報告し、指導・助言を仰ぐ。経過についても報告していく。
- ・児童相談所・・・保護者の養育から発生する問題について日頃から相談をかけ、情報交換を行い支援策を共通理解し、連携をとり保護者と児童にかかわっていく。
- ・スクールカウンセラー・・・個別の支援が必要な児童、集団と個の関係から実態を見て把握できる機会をつくり、支援策を一緒に考えていく。保護者も直接相談の機会を設定する。
- ・古海駐在所、県警察本部、鳥取警察署
- ・鳥取市子ども発達・家庭支援センター
- ・専門家（弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、SSWなど）

- ・地域（P T A、青少年育成協議会、民生委員、主任児童委員、保護司など）
- ・高草人権福祉センター ・古海児童館
- ・社会福祉協議会 ・法務少年支援センター